

<h1>静岡市報</h1>	No. 55
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市化製場等に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 8
- 静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

告 示

- 静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の一部改正
 13

規 則

静岡市規則第62号

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年10月26日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第63号

静岡市化製場等に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年10月26日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市化製場等に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則
静岡市化製場等に関する法律等の施行に関する規則（平成15年静岡市規則第146号）の一部を
次のように改正する。

第7条第4号中「第9条の2第1号」を「第9条の12第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第64号

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年11月10日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市火災予防条例施行規則（平成15年静岡市規則第253号）の一部を次のように改正する。

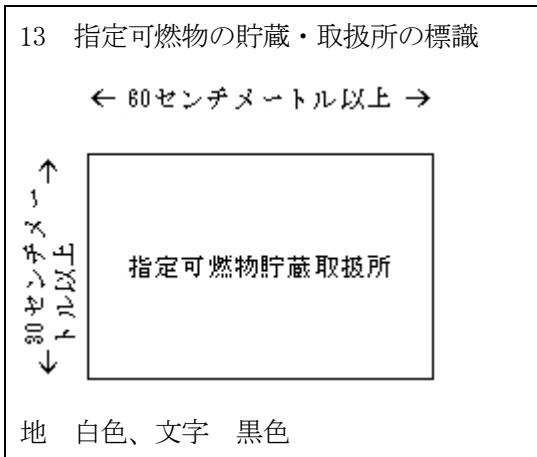
第3条第1項中「第32条第2項から第4項まで」を「第32条第2項及び第3項」に、「及び第51条第2項第1号」を「並びに第51条第2項第1号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

<p>1 燃料電池発電設備</p> <p style="text-align: center;">← 30センチメートル以上 →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>↑ 15センチメートル以上 ↓</p> <p>燃料電池発電設備</p> </div> <p>地 白色、文字 黒色</p>	<p>2 変電設備</p> <p style="text-align: center;">← 30センチメートル以上 →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>↑ 15センチメートル以上 ↓</p> <p>変 電 設 備</p> </div> <p>地 白色、文字 黒色</p>
<p>3 急速充電設備</p> <p style="text-align: center;">← 30センチメートル以上 →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>↑ 15センチメートル以上 ↓</p> <p>急 速 充 電 設 備</p> </div> <p>地 白色、文字 黒色</p>	<p>4 発電設備</p> <p style="text-align: center;">← 30センチメートル以上 →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>↑ 15センチメートル以上 ↓</p> <p>発 電 設 備</p> </div> <p>地 白色、文字、黒色</p>
<p>5 蓄電池設備</p>	<p>6 水素ガスを充てんする気球の掲揚・係留場所への立入禁止の標識</p>

<p>← 30センチメートル以上 →</p> <p>↑ 15センチメートル以上 ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">蓄電池設備</div> <p>地 白色、文字 黒色</p>	<p>← 60センチメートル以上 →</p> <p>↑ 30センチメートル以上 ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">立入禁止</div> <p>地 赤色、文字 白色</p>
<p>7 禁煙の標識</p> <p>← 50センチメートル以上 →</p> <p>↑ 25センチメートル以上 ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 禁 煙 NO SMOKING </div> <p>地 赤色、文字、白色</p>	<p>8 劇場等の火気厳禁の標識</p> <p>← 50センチメートル以上 →</p> <p>↑ 25センチメートル以上 ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 火 気 厳 禁 </div> <p>地 赤色、文字 白色</p>
<p>9 喫煙場所の標識</p> <p>← 30センチメートル以上 →</p> <p>↑ 10センチメートル以上 ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">喫 煙 所</div> <p>地、白色、文字 黒色</p>	<p>10 危険物品持込厳禁の標識</p> <p>← 50センチメートル以上 →</p> <p>↑ 25センチメートル以上 ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 危 険 物 品 持 込 厳 禁 </div> <p>地、赤色、文字 白色</p>
<p>11 危険物の貯蔵・取扱場所の標識</p> <p>← 60センチメートル以上 →</p> <p>↑ 30センチメートル以上 ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">少量危険物貯蔵取扱所</div> <p>地 白色、文字 黒色</p>	<p>12 指定可燃物の貯蔵・取扱所（移動タンク）の標識</p> <p>← 30センチメートル以上 →</p> <p>↑ 30センチメートル以上 ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 指 定 可 燃 物 </div> <p>地 黒色、文字 黄色の反射又は反射性を有する塗料</p>



備考 形状を縦書きとすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第627号

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成15年静岡市告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月1日

静岡市長 難波 喬 司

別表6中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第1項又は第31条第1項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。